平成２２年（フ）第６３号
福岡県嘉麻市牛隈913番地15
債務者　村上　由美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県久留米市国分町1216番地３　ルネス国分407号
債務者　益子　　悟
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県久留米市東合川町77番地
債務者　高嶋はつみ
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４１号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番755号
債務者　石川　康雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６２号
福岡県久留米市御井町2084番地　マザーズルーム１―102号
債務者　御田　康之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８４号
福岡県久留米市原古賀町22番地４　サンハイツ原古賀２階
債務者　安部貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８５号
福岡県久留米市三潴町高三潴1005番地10
債務者　田中　恒登
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９７号
福岡県久留米市上津町2038番地７
債務者　原　ひとみ（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　吉行　儀博
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２４号
大分県杵築市山香町大字野原1682番地１
債務者　古賀　晴美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6733番地５、住民票上の住所宮崎市大字熊野1825番地２シーサイドコーポ105号
債務者　長友　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７０号
宮崎市大橋３丁目148番地
債務者　宮本健一郎
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０号
宮崎県都城市若葉町87号６番地　東郷若葉マンションＤ棟208号室
債務者　今畠中優友
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１５９号
長野市川中島町御厨993番地
債務者　倉島　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長野県諏訪市大字豊田3634番地１　ハイツ伊藤201号、前住所愛知県小牧市外堀２丁目240番地　コーポＹ・Ｉ102号
債務者　安田　容子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３１号
山口県柳井市神代4509番地
債務者　米澤　謙二
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７２号
高知市十津５丁目17番７号　市住146号、申立時の住所高知市仁井田4214番地１　第16つくもコーポ506号
債務者　中脇　敏彦
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係